

自衛隊茨城地方協力本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
件名	業務用車両借上		
		作成	令和6年10月29日
		変更	
		作成部課	募集課
1 総則			
(1) 適応範囲			
本仕様書は、自衛隊茨城地方協力本部において使用する車両賃貸借について規定する。			
(2) 用語及び定義			
この仕様書で用いる用語及び定義は、関係法令及び規則等による。			
2 一般事項			
(1) 賃貸借期間			
令和6年12月6日（金）12：00～令和6年12月9日（月）12：00			
(2) 引渡及び返納場所			
水戸市内営業所			
3 賃貸借に関する要求			
(1) 構成			
ア 利用クラス			
(ア) 車種：マイクロバス、禁煙車、1台			
(イ) 車体色：指定なし（落ち着いた色）			
(ウ) 乗車定員：29名前後			
イ 装備品			
カーナビゲーション、ETC 車載車			
ウ 燃料			
受領時：満タン、返却時：満タン（官側負担）			
(2) 各種保険等の加入			
下記保険・補償の条件に加入しているものとし、保険補償料及びその免責額については、契約業者負担とする。			
ア 対人補償：1名につき無制限（自賠責保険を含む）			
イ 対物補償：1事故につき無制限			
ウ 車両補償：1事故につき時価まで			
エ 人身傷害補償：3000万円まで/1名につき（定員まで）			
オ 免責補償：加入する。			
カ 営業補償料（ノンオペレーションチャージ）：免除するプランへ加入する。			

(3) 搬出入時における使用器資材等

本役務において必要とする器資材等は、すべて契約相手側が準備するものとする。

4 品質保証

(1) 賃貸借期間中の保守

製品の機能に関して、通常の状態で使用できることを役務の内容とし、故障等発生時において、直ちに同様の代替車両を用意するか保守員を派遣し、機能回復を行うものとする。又、保守・修理等に要した部品を含める費用については、契約業者負担とする。

(2) 検査

検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

(3) 製品保証

官側の過失がなく、破損等が発生した場合は、契約相手側の責により原状回復を行うものとする。

5 その他の指示

(1) 履行にかかる費用

製品等の搬入及び搬出等を含め、発生する保険料等を含む各種諸費用は契約相手側負担とする。

(2) 軽微な変更

軽微な変更を要する場合は、契約担当官等と調整し、金額及び納期変更を要しない範囲で変更できるものとする。

6 仕様書等に関する疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議の上、その指示を受けなければならない。

本仕様書に明記されていない事項で、関連法令等上、突然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、官側との協議の上、その指示を受けなければならない。

担当者：自衛隊茨城地方協力本部募集課計画係長

連絡先 029-231-3315